

国民健康保険税の軽減判定基準が

変更になります

▽所得が少ない世帯に対する
軽減対象が拡大されます。

国民健康保険税の均等割・平等割額は、世帯の所得に応じて7割・5割・2割の税額の軽減が行われます。平成29年度以降の国民健康保険税は下表のとおり軽減判定基準が変更となり、軽減対象世帯が拡大されます。（課税限度額の変更はありません。）

ご不明な点は、税務課または住民課までお問い合わせください。

※問合せ先

税務課 住民税係

☎ 92-7918

住民課 保険年金係

☎ 92-7934

▽軽減判定所得の変更

	改正前 (平成 28 年度まで)	改正後 (平成 29 年度から)
7 割軽減基準額	基礎控除額 33 万円（変更なし）	
5 割軽減基準額	基礎控除額 33 万円＋ 26 万 5 千円×被保険者数	基礎控除額 33 万円＋ 27 万円×被保険者数
2 割軽減基準額	基礎控除額 33 万円＋ 48 万円×被保険者数	基礎控除額 33 万円＋ 49 万円×被保険者数

介護保険料は納期限までに納めましょう

介護保険料は法律の定めにより、40～64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法に変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になられたばかりの方や年金が年額18万円未満の方などは普通徴収（納付書または口座振替）で納めます。

期限を過ぎても未納の状況が続きますと給付制限がかかることがあります。納め忘れがないように口座振替もご利用できます。

▽納期限の設定について

納期限は、原則、各納期月の月末ですが、月末が土・日曜日、祝日の場合は、翌月最初の金融機関営業日となります。このことから、同じ月（月初めと月末）に2回納付となる月があります（左表で※がついている月）。また、12月は25日が納期限となりますのでご注意ください。

▽介護保険料（普通徴収）の納期限及び口座振替日

納期	納期限及び口座振替日
1期（6月）	6月30日（金）
2期（7月）	7月31日（月）
3期（8月）	8月31日（木）
4期（9月）	10月2日（月）※
5期（10月）	10月31日（火）※
6期（11月）	11月30日（木）
7期（12月）	12月25日（月）
8期（1月）	平成30年1月31日（水）
9期（2月）	平成30年2月28日（水）
10期（3月）	平成30年4月2日（月）※

※口座振替申込み・問合せ先
健康福祉課
☎ 92-7964

鳥栖地区広域市町村圏組合
介護保険料係
☎ 85-3637

介護保険は、介護が必要となったときの不安や負担を、社会全体で支えあう制度です。
ご本人や家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

